

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「補助金規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号。以下「会計規則」という。）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡市を訪れる外国人観光客が急増していることに鑑み、本市内の商店街が行うその受入環境を整備する事業（以下「インバウンド対策事業」という。）を支援することにより外国人観光客の利便性及び消費意欲の向上を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、補助金規則及び会計規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号の団体であって、福岡市の市域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。
- (2) ハード事業 商店街等がインバウンド対策事業として行う、施設等（福岡市中小企業振興条例施行規則（平成29年福岡市規則第80号）第6条第2項第2号の建物及び同項第3号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を整備する事業で、別表第1ハード整備の項に掲げるものをいう。
- (3) ソフト事業 前号の施設等の利便性、効用等の向上のために実施する当該施設等の運営に関する事業で、別表第1ソフト事業の項に掲げるものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ハード事業及びソフト事業をいずれも実施するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接要する経費のうち別表第2に掲げる経費とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する商店街等とする。なお、この補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第

2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、補助対象経費に係るものを受けていないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀礼行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（国の支援制度を利用する事業にあつては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額。）に2分の1を乗じて得た金額又は400万円のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 商店街等は、補助金の交付を申請しようとするときは、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 商店街等の会員名簿及び役員名簿（様式第2号）
- (4) 商店街等の定款、規約等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 商店街等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(福岡市商店街支援施策等協議会)

第10条 市長は、補助金規則第5条第1項の交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会（福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱（平成29年4月施行）第1条の福岡市商店街支援施策等協議会をいう。以下「協議会」という。）の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を第9条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第9条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助金規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対し、あらかじめ福岡市商店街インバウンド対策支援事業実施計画変更申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 補助金規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの。

(2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めるときは、第7条又は第11条第1項の決定を変更することができる。

4 補助金規則第6条第3項の規定は、第1項の承認をする場合に準用する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、第8条に規定する期間満了の日から1月以内に、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類及び資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 成果を証するもの

(3) 事業収支決算書

(4) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業者に対し、当該補助事業の事業効果について、公開の場での報告を求めることが

できる。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 補助金規則第15条中「様式第6号」とあるのは、「福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金確定通知書(様式第7号)」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の時期)

第15条 補助事業者は、補助金規則第17条第1項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金前払請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

- 2 補助金規則第17条第1項ただし書の場合において、補助事業者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び運用)

第19条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設けその保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(当該期間が10年を超える場合は、10年とする。)内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金による取得財産等の処分申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

(届出の義務)

第20条 補助事業者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(この補助金の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

別表第1 (第3条関係)

<p>ハード事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fi (公衆無線LAN) 整備 ・ 多言語表示案内看板, デジタルサイネージの設置 ・ クレジット, 指紋認証等の決済端末導入 ・ 免税一括カウンター整備 ・ 空き店舗を活用した休憩室, トイレ等を併設した案内所の設置 (まちの駅の設置) ・ タブレット端末等を活用した外国人観光客の接客システム導入 ・ 防犯カメラの設置 <p>この他, インバウンド対策として, 商店街への消費波及効果が見込まれる施設等整備</p>
<p>ソフト事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語表記の商店街マップ作成 ・ 多言語版商店街ホームページ製作 ・ 接客用指差し会話マニュアルの作成 ・ 外国人観光客をターゲットにした商店街オリジナル商品の開発 ・ 商店街全体の営業時間延長による夜市等の定期開催 ・ 外国人観光客のおもてなしのための日本らしさ体験プログラムの実施 ・ コンシェルジュの配置 ・ 外国語翻訳アプリ等の開発 <p>この他, 上記ハード事業の整備効果を引き出すため, 新たな取り組みとして企画・実施するソフト事業</p>

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	備考
1 謝金	招聘した外部有識者に支払う謝礼金
2 旅費	外部有識者の招聘及びこの補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員（以下「職員旅費」という。）の旅行に係る実費（宿泊料を含む。）
3 借料・損料	機器・器具等の賃借，使用料
4 調査分析費	補助事業者が調査分析を行う際に必要なデータや，資料収集等に要する経費
5 通信運搬・交通費	郵便代，運送料など
6 施設整備費	新たな施設や設備等の建設，又は取得に要する経費。
7 店舗等賃借料	空き店舗や土地等の賃借料（敷金，権利金その他の金銭を除く。）
8 内装・設備・施工工事費	借り上げた店舗等の内装・設備・施工工事に要する経費（Wi-Fiの整備等）
9 無体財産購入費	ホームページの製作等
10 プロバイダ契約料・使用料	インターネット接続業者との契約及び接続サービスに要する経費等
11 広報費	ポスター，チラシ，バナー等の印刷，製作費，新聞折料その他の広告宣伝に要する経費。
12 備品費	事務机，椅子等，取得した時の性質，形状を変えることなく比較的長期（概ね2年以上）にわたって効用を発揮し，取得価額が概ね1万円以上であるもの）の購入費
13 消耗品費	印刷消耗品費
14 外注・委託費	補助事業の運営，事業効果の分析及び評価，調査，統計等専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費
15 雑役務費	アルバイト賃金（補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。） ， 振込手数料等
16 その他	前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める経費

備考

- 報償費は，補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員，公務員及び商工会等（商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会連合会をいう。）の会員には支給しない。
- 補助対象経費の総額に5分の1を乗じて得た額を職員旅費の総額の上限とする。
- 備品の調達に当たっては，原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思慮するときは，事前に地域産業支援課と協議すること。

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒
福岡市 区

代 表 者 名 ㊟

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付申請書

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 経費の配分

事業主体名	総事業費	補助対象経費	※消費税等 仕入控除税額	負 担 区 分	
				事業主体負担額	補助金申請額

3 補助事業の内容 事業主体の概要、事業計画、収支予算については別紙のとおり。

4 その他 提出書類 (各1部)

- ①補助金交付申請書 (様式第1号) 及び様式第1号別紙1, 別紙2 及び別紙3
- ②事業主体の会員名簿及び役員名簿 (様式第2号)
- ③事業主体の定款, 規約又はこれに類する事業主体の組織, 運営方法等について定めているもの
- ④同意書 (市税に係る徴収金に滞納がないことの証明の発行について)
- ⑤当該事業の実施を決議した総会又は理事会 (役員会) の議事録の写し
- ⑥事業主体の事業関連資料 (前年度の事業報告書, 収支決算書, 本年度の事業計画, 収支予算 (案))
- ⑦商店街の位置図, 配置図
- ⑧商店街の状況のわかる写真
- ⑨その他参考資料 (見積書など)

※ 第9条第2項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が、申請時点で明らかである場合は、その額を記載しその額を減額して申請すること。

事業主体の概要

事業主体名				設立年月日		
事務所の有無	有・無	所在地			TEL	
代表者氏名				代表者の住所		
事業担当者氏名				事業担当者 TEL		
会員の資格						
事業主体の 地区						
事業主体の 地区におけ る事業者等 の業種構成	業 種 別	会 員	非会員	合 計		
	物品販売業					
	飲 食 業					
	サービス業					
	その他の事業者					
	非事業者					
	合 計					
商店街を取り 巻く環境 の変化及び 商店街の現 況と課題						
事業主体の 執行体制に ついて						

事業計画

事業名			
事業目的			
予想される 事業効果	○事業目標		
	○来街者通行量 (単位:人/日)		
	年 度	実績及び目標数値	備 考
	事業実施前		
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○外国人来街者通行量 (単位:人/日)		
	年 度	実績及び目標数値	備 考
	事業実施前		
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○売上高 (単位:円/年)		
	年 度	実績及び目標数値	備 考
事業実施前			
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
実施 スケジュール	着工時期 :	完了時期 :	
設置施設の名称	施設の内容・規模	設置場所	

収支予算書

	項目	金額	備考
収入の部	市補助期待額(申請額)	円	
	自己資金	円	
	借入金	円	
	その他	円	
	国補助金	円	〇〇〇事業
	県補助金	円	△△△事業
	関係団体補助金	円	□□商工会議所, ◇◇中央会
	その他	円	〇〇団体
	合計	円	

	内容	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	備考
支出の部	○補助対象経費				
	謝金	円	円	円	
	旅費	円	円	円	
	事業実施に係る経費	円	円	円	
	会議費	円	円		
	借料・損料	円	円		
	調査分析費	円	円		
	通信運搬・交通費	円	円		
	施設整備費	円	円		
	店舗等賃借料	円	円		
	内装・設備・施工工事費	円	円		
	無体財産購入費	円	円		
	プロバイダ契約料・使用料	円	円		
	回線使用料	円	円		
	広報費	円	円		
	備品費	円	円		
	消耗品費	円	円		
	外注・委託費	円	円		
	通訳・翻訳料	円	円		
	雑役務費	円	円		
	原稿料	円	円		
印刷製本費	円	円			
小計	円	円	円		
○補助対象外経費					
	円				
	円				
	円				
	円				
小計	円				
合計	円	円	円		

同意書

(あて先) 福岡市長

私は、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金の交付要件である「市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認にあたり、税務担当課に別紙「福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」が開示され、私の市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされるとともに、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明が発行されることに同意します。

平成 年 月 日

団体の所在地 〒

福岡市 区

団体名

代表者氏名



経産第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金を交付することと決定したので、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助内示金額 金 円

3 補助金交付予定時期 実績報告書提出後(平成 年 月以降予定)

4 補助金の積算の基準 福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第7条による。

5 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告して指示を受けること。
- (4) その他、この要綱、福岡市補助金交付規則及び福岡市会計規則の定めを遵守すること。

様式第4号 (第11条関係)

経産第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金については、要件審査の上、交付しないこととなりましたので、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団体名
代表者氏名



福岡市商店街インバウンド対策支援事業実施計画変更申請書

平成 年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

1 補助事業名

2 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額 変更前 金 円

変更後 金 円

(2) 事業の内容

(3) 事業の経費配分 別紙1「変更収支予算書」のとおり

変更収支予算書

	項目	金額			備考
		当初予算額	変更予算額	差引増減額	
収入の部	市補助期待額 (申請額)				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	国補助金				
	県補助金				
	関係団体補助金				
	その他				
	合計				

	内容	総事業費		補助対象経費		補助金申請額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
支出の部	○補助対象経費							
	謝金							
	旅費							
	事業実施に係る経費							
	会議費							
	借料・損料							
	調査分析費							
	通信運搬・交通費							
	施設整備費							
	店舗等賃借料							
	内装・設備・施工工事費							
	無体財産購入費							
	プロバイダ契約料・使用料							
	回線使用料							
	広報費							
	備品費							
	消耗品費							
	外注・委託費							
	通訳・翻訳料							
	雑役務費							
	原稿料							
印刷製本費								
小計								
○補助対象外経費								
小計								
合計								

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団 体 名

代表者氏名



福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書

標記の補助事業金を完了（廃止）しましたので、福岡市商店街インバウンド対策支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金支出表

事業主体名	総事業費	補助対象経費	※消費税等 仕入控除税額	負 担 区 分	
				事業主体負担額	補助金申請額

2 添付資料

- (1) 実績報告書（様式第6号）及び様式第6号別紙1, 別紙2及び別紙3
- (2) 写真（実施前, 実施中及び実施後）
- (3) その他, 実績が証明できる資料を添付すること。

※ 第13条の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が、実績報告時点で明らかである場合は、その額を記載し、減額すること。

事業実施報告書

事業名			
事業達成状況			
事業効果	○全体的な事業効果		
	○来街者通行量 (単位: 人/日)		
	年度	目標数値	実績値
	事業実施前	/	
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○外国人来街者通行量 (単位: 人/日)		
	年度	目標数値	実績値
	事業実施前	/	
	平成 年度		
	平成 年度		
	平成 年度		
	○売上高 (単位: 円/年)		
	年度	目標数値	実績値
事業実施前	/		
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
実施スケジュール	着工時期: _____ 完了時期: _____		
設置施設の名称	施設の内容・規模	設置場所	

収 支 決 算 書

	項 目	金 額			備 考
		最終予算額	決算額	差引額	
収 入 の 部	市補助期待額 (申請額)				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	国補助金				
	県補助金				
	関係団体補助金				
	その他				
	合計				

	内 容	総事業費	決算額	差引額	備 考
支 出 の 部	○補助対象経費				
	謝金	円	円	円	
	旅費	円	円	円	
	事業実施に係る経費	円	円	円	
	会議費	円	円		
	借料・損料	円	円		
	調査分析費	円	円		
	通信運搬・交通費	円	円		
	施設整備費	円	円		
	店舗等賃借料	円	円		
	内装・設備・施工工事費	円	円		
	無体財産購入費	円	円		
	プロバイダ契約料・使用料	円	円		
	回線使用料	円	円		
	広報費	円	円		
	備品費	円	円		
	消耗品費	円	円		
	外注・委託費	円	円		
	通訳・翻訳料	円	円		
	雑役務費	円	円		
	原稿料	円	円		
印刷製本費	円	円			
小計		円	円	円	
	○補助対象外経費				
		円			
		円			
		円			
		円			
	小計	円			
	合計	円	円	円	

確 認 書

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

下記の者から提出された福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実と相違ないことを確認いたしました。

記

事業実績報告書等提出団体及び代表者氏名

団 体 名 :

代表者肩書き :

代 表 者 氏 名 :

確 認 者

団 体 名 :

確認者肩書き : 監事又は監査

確 認 者 氏 名 :



注 : 事業主体の監事又は監査は、内容を確認の上、記名・押印すること。

なお、監事又は監査が複数存する場合は、代表者1名が記名・押印すること。

平成 年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付, 経産第 号にて交付決定した福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金については, 実績報告書を確認の上, 下記のとおり補助金の額を確定したので福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助確定金額 金 円

3 補助条件

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒
福岡市 区

代表者氏名 (印)

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金前払請求書

平成 年 月 日付で申請した標記補助金について、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱15条第1項の規定に基づき、前払いにて交付していただきますよう請求いたします。

なお、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づく確定額が、前払いにて交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに返還することを約束いたします。

記

- 1 前払請求額 金 円
- 2 前払請求の理由
- 3 請求額算定 交付決定(予定)額 金 円
前払希望額 金 円
差引残額 金 円

※収支計画(資金計画)書(別紙1)を必ず添付すること。

- 4 前払支払希望日 平成 年 月 日頃

収支計画 (資金計画) 書

【日付】 平成 年 月 日作成

【団体名】

(単位：千円)

	事項名		収入・支出計画			
	事業種目	金額	1/4 半期	2/4 半期	3/4 半期	4/4 半期
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
収 入	事業補助金 (本市決定額)					
	国・又は福岡県補助金					
	自己財源					
	計					
支 出						
	計					

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒
福岡市 区

団体名

代表者氏名

Ⓔ

平成 年度 消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

標記の件について、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 (市長が確定通知書により通知した額)	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る 消費税等仕入控除税額	円
4 補助金返還額 (3 - 2)	円

注：1 別紙として、積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税等仕入控除税額等の対象額でない。

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名

代表者氏名

Ⓔ

福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金による取得財産の処分申請書

平成 年度標記補助金により取得した財産について、下記のとおり補助金の交付の目的外に処分したいと考えておりますので、福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

なお、この結果、補助金の全部又は一部に相当する金額を市において算出され、請求があった場合には、当該金額を期限内に速やかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名 称	
② 所得年月日	平成 年 月 日
③ 取得単価	
④ 処分する数量	
⑤ 処分金額 (③×④)	
⑥ 処分する理由並びに方法等 (詳細に記入すること。)	

2. その他

取得財産の処分申請を行う場合、本申請書に取得時以降記載し、管理してきた台帳を添付すること。